

第四篇 いわゆる国体論の復古的革命主義

第十四章

14-1 維新期の国体論は忠の否定を目的としていた

我々は先に国体論を、貴族階級が天皇に対する忠順の義務を欠いていたことに憤って唱えられたものであるかのように解釈した。しかしながら、歴史哲学の上から見れば、貴族階級に対する忠順の義務をも拒絶するため、貴族階級自身が忠順の義務を拒絶したことを指示したものである。つまり、平等観が貴族階級にまで拡張した歴史の進化を受け、さらに一般階級に拡張しようとする——維新革命の民主主義を実現する——ために！

説明の根拠を儒教と古典に求め、「貴族らは我々に忠順という奴隷的道德を要求していた。しかしながら、彼らはその初めとして忠順の義務を踏みにじった乱臣賊子ではないか。我々は彼らに対する乱臣賊子となるため、むしろ彼らが乱臣賊子だったことを攻めよう。」と論じるための革命論にすぎない。それはつまり、「忠」そのものの否定にすぎないのだ。このようにして、貴族主義者は乱臣賊子として得た地位を維持しようとして国体論者を迫害し、国体論者の民主主義者はまた貴族階級と同じ地位に進化するため、「目の前の主君、父親」に対して乱臣賊子の働きをし、乱臣賊子という名において乱臣賊子に殺された。——維新革命の本来の意義はまさしく民主主義にある。

ところが、未だ日本の歴史を哲学的に研究することなく、維新革命家が驚くほどの言論迫害の下で文辞をもてあそび、事実を曲げて書くことを余儀なくされていたことに惑わされ、逆に全ての日本国民が皇室の忠臣、義士であったと解釈している。そして等しく忠臣、義士である国体論者との階級闘争を奇怪とも考えず、ただとりとめもなくページを送っているのだ。

彼らは、日本国民はその歴史のおかげで外国文明を吸収する素養を持っていたとして誇っているのではないか。けれど、維新当時の「万機公論による」の宣言、維新後十年も経たないうちに起こった憲法制定の要求運動は完全に直訳的な形で行われている。このような急激な変化が数年間で来たものであるかのように考え、奇怪な民族心理学を疑おうともしないのである。哀れむべき東洋の未開人の村落であることよ！ 維新革命を王政復古と言う時点で、既に野蛮人であることを示しているのだ。

野蛮人でなければ、千三百年後の進化した歴史を千三百年前の太古までさかのぼらせて復古することを人の力でできると考えるだろうか。歴史とは、社会の進化した跡である。歴史は循環するものではない。また、もちろん復古するものではない。維新革命が大化の王政の復古であると言うことは、記録的歴史をも要求しないほどの伝説的な時代の歴史に

社会の全てのこと——生活、人情、風俗、思想、文字、言語も——をさかのぼらせ、退化しなければ想像できないものである。——維新革命は大化の王政に復古したものではない。大化の革命において理想であった儒教の「公民国家」が千三百年の長い進化を経て、ようやく実現されたものである。公民国家は、家長国の潮流を遮断して建設されるものではない。家長国が十分に発展した進化の跡を受け、初めて実現される新しい国体である。つまり、新しい国体においては、家長国体のように家長（君主国時代ならば一人の家長、貴族国時代ならば多くの家長）がその所有財産として土地、人民を所有者の利益のために処分するのではない。また、家長が国家の外に立って国家を所有物として自己の目的のために手段として取り扱うのでもない。その国家は国家自身の目的と利益のために、国家の分子にそれぞれの特権を与え、国家の機関とさせている全く別種の進化である。

繰り返して言えば、家長国時代においては社会が未だ進化していないため、社会自身の目的と利益を意識し、国家が永久的な存在であることを知らない。そして社会の一分子もしくは少数分子が、それら個人としての（社会の一部としてではない）利己心に基づいて行動する以外になかった。他の下層分子はそれら上層の利己心の下で犠牲として取り扱われ、それによって社会を維持してきたのである（『生物進化論と社会哲学』において、個体の欠損によって維持する生存方法を説いた所を見よ）。

近代の公民国家に至っては、そうではない。社会は大いに進化し、社会それ自身が生存進化の目的を持っていることを理解し、国家の利益と目的が全分子に意識される。そして国家の意志を表白するという機関である分子においても、社会の一部としての社会的利己心を保持して（機関が自身を個人として意識する場合の個人的利己心ではない）行動するのである。つまり、社会の分子が犠牲となる場合においても、家長国のように、他の個人の個人的利己心を満足させるために犠牲になるのではない。自己が社会の部分であることを意識する社会的利己心によって、社会の他の部分もしくは後の部分のために欠損する個体の部分となるということである¹。

社会哲学の上から見れば、結果はともに同じ社会生存の方法である。しかしながら、結果から見ずに意志から論じる法律学からすると、同じ社会生存のために犠牲となる方法といえども、明らかに分類して進化したことをはっきりさせなければならない。つまり、家長国時代の道徳、法律は、君主の個人的利己心のために犠牲となる「忠君」であった。公民国家の道徳、法律は、社会の社会的利己心のために犠牲となる「愛国」である。意志を考察する道徳、法律は、明らかにこの国体を進化に応じて分類しなければならない。

14-2 大化革命とその挫折の理由

大化革命とは、ようやく原始生活を脱するか脱しないかという太古の時代に、この儒教の高尚な理想的国家論を実現させようと夢想したものである。しかしながら、それは単に

¹ 要するに、「かつてのような方法での犠牲ではなく、祖国の防衛などという目的のために犠牲となっているのであり、社会の目的による犠牲なのだ。」ということ。

大皇帝天智天皇の夢想にとどまり、実際に現れたものは君主主権の家長国であった。天智天皇は国土及び人民を、天皇の利益のために存在する天皇の私有財産であると考えていないことは言うまでもない。事実に見れた土地国有制を見ても、儒教の国家主権論を厳格な政治道徳において保持していたことも疑いがない。まさに、儒教の社会主義を実現しようと夢見た大化革命が、政治的方面²である社会主義論を天皇の政治道徳として保持するとともに、経済的基礎である井田³の法³と称される土地国有論を断行したことは、まさに大皇帝としての面目を失わない。

国家の経済的基礎——当時では唯一の基礎である土地——を蘇我氏が打倒されるまでの家長制度のように貴族階級の私有とすると、国家の各分子が直接に国家と対立せず、国家は階級的な層をなす。したがって、上層階級に経済的に従属する下層階級の分子は、国家を目的とせずに従属する分子そのものの利益の下で行動する。そのため、上層階級の分子の間で利己心が衝突し合う場合には、後代の群雄割拠のように、国家の分裂がもたらされる。たとえある連合もしくは圧迫の下で国家が分裂を免れた時であっても、国家はそれ自身の目的を失い、上層階級である君主らの利己心の下で客体として取り扱われるにすぎないからである。

大化革命は、この経済的方面においては理想の実現に近かった。しかしながら、儒教の国家学そのものが孔孟時代の漢民族にとってもあまりに高尚な理想であって、井田の法というものといえども、現在の社会主義が唱えるような意味の土地国有論ではなかった。当時の家長国における土地私有制の歴史的進行に逆行し、ただ復古的に遊牧時代あるいは農業時代になって住み着いた当時に村落共産制をとっていた堯、舜を回顧したものにはすぎない。したがって、土地私有制度は歴史的進行の当然の結果として行くべき所まで行く他なかった。それは、今日直訳的知識しか持たない政府が英語を使って法律を起草して公布するのと同じで、当時文字のなかった時代に英語よりも通じない漢文の律令で公布したのだから、実行されなかったことは言うまでもないのである。

このような有様であるから、皇族の理想家は蘇我氏の打倒とともに、土地国有論を広めることに勤め、しばらくの間貴族階級の萌芽を摘み取ることに努力した。しかし、英語の法律が到達しない地方では土地私有制が勢いよく進み、国司、土豪のある者は法律を破り、ある者は法律を免れ、中世史の貴族国となる萌芽を培養していった。延暦三年⁴に、「民は国の根本であり、根本が強固であれば国は安泰である⁵。民は農業に依拠している。この頃、諸国の国司らで不正な政治をする者が多い。道理に背くことを恥じず、ただ他人の物を巧みに盗み取れないことを恐れている。ある者は広く林野を占めて人民の便益を奪い、ある

² 原文では「政合的方面」となっているが、「政合」という言葉は聞き慣れない。「社会主義論」という語があることから推測するならば、「政治」の誤りではないかと思う。

³ 夏・殷・周の三王朝で実施されたとされる制度。開墾した土地を井の字形に区画し、分配したものと言われる。

⁴ 原文では、「延暦二年」となっているが、正しくは「延暦三年」である。以下は、延暦三年十一月三日の太政官符にある桓武天皇の詔で、『続日本紀』に記されている。国司による官地以外の耕作を禁止した。

⁵ 『書経』の夏書、五子之歌に出てくる言葉。

者は多くの田園を経営して人民の農業を妨げている。よって、今後、国司らは公廩田⁶の他に水田を営んではいけない。また、密かにむさぼって開墾し、百姓の農地を犯してはいけない。」⁷と詔を下している。

また、弘仁三年⁸には、「諸国の国司が公廩田以外の水陸の田畑を営むことは、殊に⁹制限してきた。それなのに、諸国の国司は朝廷の法に従わず、専ら私利を求め、様々な陰謀をめぐらせてことを少しも悔い改めることがない。ある者は他人の名義で多くの開墾された田畑を買い、ある者は王臣家¹⁰にかこつけて、争って肥えた土地を占有する有様である。これに基づかずに、民が仕事を失わないことはない。」¹¹と詔を下している。これらの例を見よ。このようにして、国司という者は次第に大きな私有地を持つようになり、公民国家がよって立つ経済的源泉が枯渇し、延喜、天暦の優れた君主¹²らが理想の夢から下界を顧みて下民の状況を尋ねた時には、もはや租税は皆無であって大蔵省の前に草が生えていたほどだったのである。

こうして、皇室は理想国家の夢に失敗し、経済的要求のために——もしくは天智天皇の死とともに、高尚な理想を理解しない多くの君主が仏教に惑わされていたために——やむを得ず、金、銀、米穀などによって裕福になった土豪に国司の職を売り、また国司を再任するようになり、皇室自らが公民国家の理想を打ち消した。つまり、国家の利益と目的のために行動した天皇は、天智天皇の死とともにいなくなり、天皇の利己心のために国土及び人民が財産として取り扱われ、国家が天皇のために手段として存在する家長国となった。

当初天皇は最上の強者として、その地方の土地と人民の上に家長として立ち、天皇一人が国家の所有者であった。しかしながら、このようにして土着した国司、強大になった土豪は社会の進化とともに強大さを増し、後年の源平となり、群雄となり、諸侯となった。家長国の潮流は勢いよく流れ、維新の革命に至るまでの貴族国時代を形成した。あの君主

⁶ 「公廩田」は、「官庁の諸経費にあてた田」のことで、ここでは国司の職分田のこと。田令三十一において、大国司以下に支給される田の数が規定されている。

⁷ 訳者の参照した『続日本紀』では、次のように記されている。「民は惟れ邦の本なり。本固ければ国寧し。民の資くる所は、農桑是れ切なり。此者、諸の国司ら、厥の政、僻なること多く、撫道の方に乖くことを愧ぢず、唯、侵漁の未だ巧みならぬを恐る。或は広く林野を占めて蒼生（引用者注：人民。）の便を奪ひ、或は多く田園を営みて驗黎（引用者注：庶民。）の産業を妨ぐ。百姓の彫弊、職として此に由れり。禁制を加へて、貪濁を懲し革めしむべし。今より以後、国司ら、公廩の田の外に更に水田（引用者注：二十日の官符では「陸田」も加えている。）を営むことを得ざれ。また私に墾闢を貪りて百姓の農畝の地を侵すことを得ざれ。」（青木和夫他校注『新日本古典文学大系十六〔続日本紀五〕』〔岩波書店・一九九八〕三〇七頁）。漢文の読み下し方の違いもあるが、北の引用では省略や語の違いが多い。

⁸ 弘仁三年五月三日太政官符にある嵯峨天皇の詔。『日本後記』に記されている。

⁹ 原文では「殊に」とあり、〔殊力〕と注記されている。『日本後記』における文章からすると、指摘のとおりであるので、本文では修正した。なお、ここで言及されている「制限」とは、延暦三年十一月三日の太政官符である。

¹⁰ 「王臣家」とは、五位以上の貴族のこと。

¹¹ 訳者の参照した『日本後記』では、次のように記されている。「諸国司、公廩田の外に水陸田を営むこと、特に厳制を立つ。而るに諸国朝憲に率はず、専ら私利を求む。百端の奸欺、一も懲革すること無し。或いは他人の名を仮りて、多く墾田を買い、或いは言を王臣に託して、競いて腴地（引用者注：地味の肥えた土地）を占む。民の業を失うは、此れ由らざるは莫し。」（黒板伸夫・森田悌編『日本後記』〔集英社・二〇〇三〕六〇七頁）。北の引用に省略などが多いことは、先と同じ。

なお、『北一輝思想集成』では、「腴地」に「やせち」とルビを振っているが、「腴」は「肥える」という意味を持つので、この読みはおかしい（文脈から考えても、痩せた土地を競って開墾するというのは矛盾である。訳者の参照した『日本後記』でも、「地味の肥えた土地」と注解が付されている）。

¹² 醍醐天皇（延喜の頃）と村上天皇（天暦の頃）のこと。二人の業績のことを合わせて「延喜・天暦の治」と呼ぶ。

国時代の半ばから天下の大半を私有した藤原氏がいて、複数の皇子が飢えて天皇から米穀を与えられたと言うに至っては、いかに皇室が後の家長君主として抗争するだけの経済的基礎を失っていたかがわかる。したがって、理想国家の上に唯一の最高機関として立つことを夢見た天皇は非常に貧弱で常に抑圧され、理想が単に理想である他なかったことは、社会の進化として当然なのだ。

そうではない！ 大化の公民国家は経済的基礎においてだけ一時的な夢想的計画だったのでない。政治的組織に至っては純粋な階級国家だったと言う他ない。天武天皇は多くの姓を混合させて八色の姓^{やくし} ^{かばね} ¹³を与え、大きな氏の長者には大きな刀を与え、小さな氏の長者には小さな刀を与えたことなどは、明らかに家長制度を継承したものである。氏に尊卑を定めたことなどは、依然として階級国家時代の血統主義に基づいているということである。大宝令¹⁴において官吏を任用する時にも、血統、門閥によって制限を設けたが、それがいかに公民国家の計画に背く思想であるかがわかるだろう。国家機関である一切の官職が私有制度として血統、門閥によって決まり、重要な官職は全て藤原氏の私有であったことはもちろん、法律は大江氏、中原氏の家系の私有とし、漢学は菅原氏、三善氏¹⁵の私有としたことは、公民国家と言うよりも疑いもなく家長国だったのである。つまり、大化革命の公民国家は明晰な天智天皇だけの理想であって、千三百年前の古代社会では、未だ国家が国家自身の生存進化の目的、理想を持っているという意識が目覚めていなかったことは言うまでもない。あたかもプラトンの理想国家のように、古代における人類の政治的理想として、プラトンの期待した哲学者の君主によって試みられたにすぎないのである。大化革命によって現実のものとなった部分は、原始宗教に基づく神政政治の打破であり、全ての理想は千三百年の長い進化を経て、ようやく維新革命によって実現されたのである。

14-3 公民国家の形成には何が必要か

公民国家の国体になるには、国家自身が生存進化の目的と理想を持つことを、国家の分子が意識するまで社会が進化していなければならない。つまり、国家の分子が自己を国家の部分として考え、決して自己そのものの利益を最終目標として、他の分子を自己の手段として取り扱ってはいけないと考えるほどに道徳的、法律的進化がなければならない。——法律的に言えば、君主主権の時代から長い進化を経て現代の国家主権に基づく国家主義に至っているのである。一方は、君主及び貴族（つまり多くの君主ら）の利己心のせいで他の全ての分子が犠牲になるために存在するという点で個人主義である。他方は、全ての国家機関が自己を社会の部分として社会が生存する目的のために行動するという点で社会主義である。国家主義とは、世界単位の大国家主義に至る地方単位の世界主義である（だか

¹³ 八色の姓は、天武天皇が六八四年に整理、再編した八種の姓のことで、真人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置があった。祖先の血統が皇室と近いか否かによって、序列をつけた。

¹⁴ 大宝律令のうち、任官に関することは、令が定めていたため、このような表現をとっている。

¹⁵ 以上の四氏は博士家として有名である。清原氏もこの系統に入る。ちなみに、菅原氏と三善氏の中では菅原道真と三善清行が同時期の人で有名な人物である。ただ、三善清行が官吏登用試験を受けた時、試験官だった菅原道真に落とされていることから、三善清行はことあるごとに菅原道真と対立したと言われる。

ら、我々は国家そのものの否定を公言している社会主義者と称する個人主義者の見解を、社会そのものの否定に至る自殺論法であるとしてとらない。

そしてこの君主主義から国家主義に到達するためには、国家意識が社会の一分子もしくは少数分子に限らず、全分子に拡張する必要がある。あの「朕は国家なり」と言ったルイ十四の言葉は、社会全分子に国家意識が拡張した今日から見れば、非常に野蛮であると驚くものである。しかし、「朕は朕なり」と言うよりも大きな進化を遂げていることは言うまでもない。つまり、朕である彼が社会の部分であることをまず意識し、他の部分である下層階級は未だ何の意識もなかったため、法理上朕そのものが社会の全部だったからである。こうした時代においては、忠君と愛国は一致する。つまり、ルイにとっては彼自身が国家の全部であったから、彼自身の利己心は国家が国家自身を愛する愛国心であり、国家の部分ではない下層階級が国家意識の目覚めた君主の利己心に向かって忠実になることは、等しく国家の全部に向かってする行動であるから、愛国となるのである。忠君愛国一致論が成立するには、君主以外の国家の分子は国家の部分ではないという時代でなければならない（この家長国時代の君主と臣民の関係については、先の法理論で説いたような場合もある。この場合、君主を国家の外に置いて、国土及び人民を国家と名付けることがあり、君主の愛国心は国家を自己の財産として愛するものであり、国民には忠君があるが、愛国はない¹⁶）。

大皇帝天智天皇は、儒教の理想的国家論により、「朕は国家の全部である」と言ったルイ十四世のようにはならず、天皇が国家の一部であることを意識し、国家自身に生存進化の目的があることを意識した。しかしながら、全ての者は天智天皇ではない。社会の進化は遠い古代から卓越した個性を出現させ、到達に向けて努力せよと教えるかのように、後代の理想を語るキリスト、釈迦と同じく天智天皇を古代に産み落とししたが、彼以後の天皇は社会進化の当然の結果として自分が国家の一部であることを理解しなかった。そして自分が国家の全部であると考え、個人的利己心の意識が同時に国家の意志と見なす者が多かった。これが、家長国の君主国時代である。

そして家長国の潮流は、こうした個人を最終目標として行動する多くの家長が抗争し合う貴族国時代となり、国家意識は少数階級にまで拡張した。もちろん、それが各地で攻め合った戦国時代においては、所有する区域内において「朕は国家なり」という状況ができていた。しかし、封建制度に入って貴族階級が連合するようになると、彼らは自分たちを

¹⁶ 原文では、「この家長国時代の君主と臣民との関係は亦さきの法理論に説ける如く君主を国家の外に置いて国土及び人民を国家と名くることあり、従て君主の愛国心は国家を自己の財産として愛し国民には忠君あって愛国なし」となっている。現代語訳にあたっては、意識した。

なお、前の文章と意味内容が異なっているため、若干補足しておく。国家意識の自覚という側面から国家を評価する場合、君主制の時代には、君主のみが国家意識に目覚め、その他の者が国家意識に目覚めていないので、国家を構成し得るのは、国家意識の自覚がある君主のみである。この場合、「朕は国家なり」という言葉に象徴されるように、君主への忠義＝国家への忠義（愛国）となり、忠孝と愛国が一致する。

他方、権力という側面から見た場合、前近代の君主制社会においては、君主が土地及び人民に対する生殺与奪の権限を持つ。この場合の土地及び人民から構成されるものを「国家」と称する場合、君主は国家の外にいる存在となる。君主が国家外の存在と見なされる時、国家は権力の客体にすぎず、客体にすぎない国家に対する愛というものは意味を持たない。

国家の全部と解釈せず、その階級間の全てに平等観を拡張させ、他の貴族らとともに国家の一部であるという国家意識を持つようになった。

国家の進化は平等観の発展にある。社会の中での衝突、動揺、混乱、接近などによって、自他が同胞であるという意識を次第に拡張させていく。奴隸、賤民が家の子、郎等となり、家の子、郎等が武士となり、伊勢瓶子¹⁷と卑しめられた者の子孫が太政大臣となり、この世の思い出に昇殿した者¹⁸の子が征夷大將軍となった。陪臣の北条氏、平民の豊臣氏が天下の主となり、無官の野武士が剣一つで天下を渡り歩き、諸侯、大名となる——こうして平等観が貴族階級にまで拡張され、貴族らが国家の部分であることを意識するようになったように、同じ平等観は社会の進化とともに武士、平民の一般階級にまで拡張し、国民全部が国家であるという国家主権論、国民主義という進化に至ったのである。つまり、プラトンが「社会とは個人の総体であり、個人とは社会の部分である」と言ったように、国家の全分子を国家であるとする社会民主主義の世に至ったのである。

維新革命とは、国家の全部に国家意識が発展し、拡張して形成された民主主義が旧社会の貴族主義を打破することなのだ。そしてペリーの来航は、攘夷の声において日本民族が一つの社会、一つの国家で生きているという国家意識を下層の全分子にまで目覚めさせた。恐怖と野蛮の目で沖合の黒煙を眺めていた彼らは、日本帝国の存在という社会主義を鼓膜から電気のような刺激として頭脳に伝えられた。国家は生存の目的を持つ。国家は進化の理想を持つ。そして我々は全て上下もない国家の分子である。国家の分子として、国家の生存進化の目的、理想を実現するために努力すべき国家の部分であるのが我々である。

まさしく維新革命は、国家の目的、理想を法律、道徳の上で明らかに意識した点で社会主義なのだ。そしてその意識が国家の全分子に明らかに道徳、法律の理想として拡張した点で民主主義なのである。こういうわけで、下級武士は剣を片手に¹⁹天下をさすらった。農奴は平民としての意味を捨て、君主のような権威を竹槍、ゴザで作った旗で掲げた。彼らの多くは乱臣賊子という名において殺された。彼らの全ては百姓一揆という名において鎮圧された。厳しい取り立てがあったことに対する反撃と言ってはいけない。厳しい取り立てという点から言うならば、身体そのものを所有物として取り扱っていた古代の奴隸制度よりひどいものはない。しかし、良心が社会的に作られるという理由により、自分を奴隸所有者よりも下等な生物と考え、たとえ生きながら殉死として土の中に埋められようとも、大声で泣いて反抗することは一回もなかったではないか。徳川氏の時代になってからの百姓、町人はもはや奴隸や賤民ではなかった。農奴でもなければ、平民でもなかった。維新

17 『平家物語』巻第一「殿上闊討」に、平忠盛（清盛の父）が、「伊勢平氏はすがめなり」とからかわれたとある。伊勢瓶子は、本来は伊勢産のどつくりのことだが、平氏の根拠地が伊勢であったことから、平氏と瓶子をかけたのである。

18 源義朝のこと。『保元物語』「主上三条殿に行幸の事」の段に、天皇の御前に召し出され、信西御前から賊徒を制圧して逆鱗をやすめるように言われた時、義朝は、「合戦の庭に罷出て、なんぞ余命を存ぜん。只今昇殿仕て、冥途の思出にせん」と言って、強いて昇殿しようとし、信西に制止されたという記事がある（引用は、岸谷誠一校訂『保元物語』〔岩波文庫・一九三四〕四二頁）。

19 原文では「剣に杖て」となっている。「杖て」は「つえつきて」と読む。ただ、わかりにくいので、意識した。

後にたちまち挙がってきた憲法制定を要求する叫び声を飲み込みつつあった民主的国民だったのである。

通商の発達に素町人と卑しめられた市民をまず経済的独立に導き、三百年の平和は諸侯の下で永小作権を持たせたにすぎないにもかかわらず、なお庄屋、名主という大百姓に経済的基礎を作らせた。革命のたいまつはまず下級武士の手で炎がつけられた。——王侯、將軍、大臣になるのに、どうして家系や血統によるだろうか。貴族らが天皇に対して乱臣賊子となったのなら、我々が貴族らの要求する忠順の義務を負うべき道理があるだろうか！たいまつは燃えているが、理論がなければならぬ。残念ながら、彼らはその革命論を古典と儒学に求めたのだ。

14-4 維新革命の復古的色彩は借り物にすぎない

「国体論」とは、民主主義を古典と儒学という衣服で覆ったものだった。衣服がいかにもむしばまれて破れようとも、民主主義という立派な男は胸毛を露わにして大通りをゆったりと歩き始めた。天皇に対する忠そのものは、志士を困難に陥れた目的のものではない。貴族階級に対する忠を否認することそのことが目的であった。貴族階級は既に忠を否認して独立していた。一般階級はさらにそれに対する忠を否認して自由とならなければならぬ。歴史は進化するものであり、循環するものではない。アリストテレスの政体三分類は、三つの時代の進化に応じた順序であって、彼の時代に考えられたように、民主政から君主政に循環するのではない。まして貴族政治から王政の太古に復古することがあろうか。そして三百年の平和と文化は権利思想を完全に一変させた。切り取り強盗を習慣としていた武士は、借財をした町人に向かって強大な力に訴え、所有権を定めるような野蛮な行為ができなくなった。この強大な力が権利ではないとされるようになった権利思想の進化は、まさに強大な力によって得た中世的な家長君主の基礎に対する大波、流水のようなものとなって、それらを崩壊させ始めた。そして三百年の平和は莫大な経済的進化をもたらした。したがって全ての所有権は肉体的、精神的労働によって決定されるようになった。それなのに、貴族、武士という者たちは何の労働さえもせず、ただ落ち着き払ったままで権威をもてあそんでいた。これはいったいどういうことなのか。そして三百年の文化はさらに国民に素朴な歴史的自覚を持たせた。

もともと、彼らは高天原の迷宮に入り、日本国がどうやって建てられ、皇室がどうして今日まで存在しているのかと考えるまでには至らなかった。しかしながら、明らかに聞こえてくる古文書のささやきは、彼らが主君として奉じてきた將軍、諸侯が切り取り強盗であったというものであった。ああ、切り取り強盗！ 彼らは貴族階級の強大な力による権利を否認することは、さらに古代史の強大な力を否認することにつながることに気づかなかった。彼らには左手で燃えているたいまつを握り、右手で理論を述べなければならぬという状況が差し迫っていたのである。たいまつは炎を雲に上げて消える。無名の由井正雪は、現れては倒れていった。革命の理論は火よりも急いで要求された。——たとえ原始宗

教の信仰は全くなくなっても、この間に原始時代にまで無用な学問的研究を積む暇があるか。

野蛮な異民族の黒船は、海を覆って煙を上げていたが、天皇は亀山上皇のように、国家の安寧を原始宗教にすぎらなくなった。赤い髪や青い目をした彼らが同胞だと考えられるまでには至らなかったが、神風が起こって冠を払うというほどに神道のアダム、イヴに対する信仰は強固なものではなくなっていた。ただ、事態は急であった。革命家の歴史的叙述は、ほとんど古代を高い棚にのせたままで放置し、中世以降に論議の筆を凝らした。頼山陽の『日本外史』は、今の国体論者を諸侯、將軍までも尊王、忠君であったと誤らせるぐらいだが、驚くほど文辞をもてあそび、事実を曲げて書くことにより、言論の迫害の中に出現した。水戸の『大日本史』は、マルクスの『資本論』が資本家の略奪の跡を叙述したように、強者の権利によって行った貴族の略奪を最も詳細に叙述した。中世史の三百年は、古代史の三千年に匹敵するほどの速さを持った社会の進化を成し遂げた。三百年前の祖先が関ヶ原で矢や石が飛び交う間において得た権利は、三百年後の当時に一個の犯罪として歴史家の評論に上った。革命の風潮は、ただ否認することに急であった。彼らは、かつて貴族階級に対する忠で皇室を攻撃、迫害したように、皇室に対する忠の名において貴族階級をも打倒しようと企てた。貴族階級に対する古代、中世の忠は本物であった。

今の忠は血で血を洗おうとする民主主義の仮装である。彼らは理論ではなく、ただ儒学の王覇の弁と古典の高天原の仮定からあらゆる革命論を糸のように導き出した。彼らは言う——幕府、諸侯が土地、人民の上で統治者となったのは、覇者の強さだけによっていると。けれど、これに対して皇室は徳で立っている王者であると仮定した。国民は切り取り強盗にすぎない幕府、諸侯に対して忠順の義務がないと。けれど、これに対して皇室は高天原から命を受けた全日本の統治者であると仮定した。

維新革命は、国家間の接触によって目覚めた国家意識と千三百年の社会進化による平等観の普及が、未だ国家、国民主義（つまり社会民主主義）の議論を得る前に爆発したものである。決して千三百年前の太古にさかのぼった奇蹟ではない。

14-5 維新革命の本来の意味

維新革命の本来の意味を明らかに理解せよ。

維新革命の根本の意味が民主主義であることを理解しないため、日本民族はほとんど自己の歴史を意識せず、好き勝手な推測、独断を羅列して王政復古と言ったり、政権と藩の領土が奉還されたと言ったりしている。そのため、我々自身が今日の存在の意義を意識しないのである。政権と土地を尊王、忠君という動機で奉還するほどの貴族階級ならば、どうして砲火によってやむを得ず奉還しなければならないほど略奪し、略奪したものを奉還させようとした国体論者を絞殺、斬殺したのだろうか。桜田門外の雪を染めた血は、ともに皇室に対して尊王、忠君であろうとしたことによる同士討ち²⁰だったのか。戊辰戦争が全日

²⁰ 桜田門外の変は、当時の大老井伊直弼が水戸を脱藩した浪士たちによって暗殺された事件。水戸の浪士がどうして井

本国を挙げて皇室に尊王、忠君であろうとして起こったもので、七卿の都落ち²¹は徳川氏の尊王、忠君の結果であり、錦の御旗に向かって飛んで来る矢や弾丸は尊王、忠君という目的のための反逆だったのか。

維新革命の本来の意味を明らかに理解せよ。この歴史の進化は平等観の発展にあることを注意しないために、部分的には遺憾なく美を發揮している『二千五百年史』であっても、義時、尊氏といった貴族主義者をかえって民主主義者と解し、したがって国体論の民主主義を軽んじて見過ごすに至っている。義貞、尊氏は君主に対しては明らかに平等主義者であったが、下層の武士、百姓に向かっては厳然とした君主として立った貴族主義者だったのだ。維新革命の国体論は天皇と握手し、貴族階級を打倒したという形において君主主義に似ているが、天皇も国民もともに国家の分子として行動しているという絶対的平等主義の点では堂々とした民主主義であると言える。長州、薩摩の貴族らが関ヶ原で受けた屈辱を払うことを動機とし、ある野心家の武士が倒幕の後に貴族になるという契約を結んでいても、一度転回した関ヶ原の舞台は再び歴史の観客の前で繰り返されるものではない。野心家の個人的飛躍は、革命の動乱に伴う必然の現象である。

維新革命の国体論に神道的な色彩があり、勤皇論の副産物があっても、当時の志士の本来の色は貴族階級を打倒しようとする民主主義であった。あの高山彦九郎²²らの陣笠連は、あたかも社会民主党が立ち上げられるとともに故ドイツ皇帝を狙撃したのと同じ無用で有害な政治狂でしかなかった。社会民主党にとって皇帝の打倒が目的ではないように、国体論が目的とする所は貴族政治の打破にあったのである。千数百年前という昔の家長国時代は、哲学者の君主以外には国家そのものの目的、理想を意識することができない未開時代であった。維新革命は家長国の太古へ復古したものではない。家長国の長い進化を継承し、公民国家の国体へと新たな展開をしたものである。東洋の未開人村落ならば王政復古と言えるだろうが、歴史は進化するものである。

まさに、歴史というものは進化するものである。社会の進化とは社会意識の拡張ということであり、したがって政治史は政権に対する意識の拡張ということである。ラテン民族は西洋の古代において、ギリシャ・ローマの共和民主制に進化するまでに君主国、貴族国の時代を経験した。それと同じく、ゲルマン民族もまたイギリス、ドイツが今日の民主的政体に到達するまでに君主国、貴族国という進化を経由してきた。日本民族も同じで、古代の君主国から中世史の貴族国に進化し、そして維新以後の民主的国家に進化した。——現天皇は維新革命の民主主義の大首領として、英雄のように活動している。「国体論」は貴族階級打破のために天皇と握手したが、その天皇は国家の所有者である家長という古代の意

伊を狙ったのかと言うと、井伊が主導したいわゆる安政の大獄の中で、藩主徳川斉昭とその息子の慶喜に蟄居を命じられたからである。ちなみに、三月三日の雪の朝に事件が起きているので、「雪を染めた血」という表現をしているのだが、当時の三月は今で言う四月に相当するから、雪が降るといのは異例である。

²¹ 七卿の都落ちは、一八六三年の八月十八日に起きた政変（公武合体派による朝廷内でのクーデター）による急進派の追放のことである。

²² 江戸時代後期の尊王家。林子平、蒲生君平とともに寛政の三奇人と称される。ちなみに、「陣笠連」とは下っ端の者のことを指す。

味内容を持つものではなく、国家の特権を持った一分子——美濃部博士のいわゆる広義の国民——という意味内容を持つものである。つまり、天皇そのものが国民と等しく民主主義の一国民として天智天皇の理想を実現し、初めて理想国家の国家機関となったのである。——維新革命以後は、「天皇」の内容をこうした意味に進化させた。

しかしながら、維新革命の民主主義が無計画の爆発であったことは明らかに事実である。彼らは、王侯、将軍、大臣になるのにどうして家系、血統によるだろうかという平等主義に目覚めた。貴族らが天皇に対して乱臣賊子であったように、我々に貴族らに忠順な奴隷的義務を果たす必要はないという自由主義が意識された。しかしながら、この自由・平等主義で貴族国を打倒した後はどうするかという建設的方面に至っては、ほとんど完全に無計画であった。

このため、薩長の貴族らは徳川氏の占有していた地位にとって代わろうと夢見た。野心家はそれによって一躍侯爵になることを期待した。万機公論によると宣言しながら、なお諸侯の連合国の上で優れた人を選んで議論をしようというようなことを夢想していた。そうではあるが、動乱の根底は平等観の発展にあり、自由の要求にあり、民主主義にあった。——革命は建設の計画がないまま既に破壊を終えていた。これはヨーロッパの革命と大いに異なる所であった。

ヨーロッパでは、長い討究の後に新しい社会の理想を明らかに描き、またラテン民族が古代に実現した民主政は、その理想を復古という形で歴史上に指示された。ヨーロッパの革命は明らかに計画的であった。だから、我々は考える——維新革命は貴族主義に対する破壊的一面が成功しただけであって、民主主義の建設の本領はまさしく「万機公論による」という宣言、佐賀の乱と西南戦争、そして憲法制定の要求という大運動によって得た明治二十三年の「大日本帝国憲法」にある。つまり、維新革命は戊辰戦争において貴族主義に対する破壊を行っただけで、民主主義の建設は、二十三年間にわたって継続し、帝国憲法によって一段落ついた運動であると言える。維新革命の本来の意味を明らかに理解せよ。「藩閥」と「政党」の名において貴族主義と民主主義はその建設の上により多くの勢力を占めようと争った。藩閥の元勳という者も、一本の刀を乱して差し、天下を放浪していた花の若武者であった間は大胆で華麗な民主主義者であった。天下の政治は世論に従って決せよ。大名、諸侯とは何者か。我らは彼らの臣下ではなく、忠順の義務はない。しかしながら、全ての進歩的勢力が、権力を得ると同時に保存的勢力になるという社会進化の原理により、彼らは貴族階級の打倒とともに自らが王侯、将軍、大臣にとって代わった。

もちろん、今日の「華族」という者は単に手術後の傷跡であり、あたかも社会主義の経済的実現によって企業家、地主らがしばらく公債によって特別な経済的幸福に置かれると想像されるように、完全に君主としての当時の意義を失っている一国民であり、公債の所有者にすぎないことは言うまでもない（だから、今の社会主義者がこうした権力のない者を家長国時代の意義における今日の経済的貴族と同一視し、引くくめて攻撃することに理由はない）。しかしながら、彼らの花顔が銀色の髭で覆われ、軽やかで才知があり、物事

を押し切ろうとする冒険的な眼光が、深く考え、おごり高ぶった色に満ちるようになって、彼らは完全に当時の彼らと別人格の人間になってしまった。我々は、彼らが功名を挙げて安逸をむさぼるようになったという世間の評判を信じない。野心は充ち満ちている。彼らは、自らかつての敵であった貴族階級に投降したと言うよりも、まさしく陣頭に立って戦っている。「万機公論による」という宣言は成り上がり者の冷笑がなくなるに従って完全に忘れられた。——このようにして、維新革命の継承者はいわゆる野党となった。彼ら藩閥者は維新革命の破壊的方面において元勳であった。しかしながら、維新革命の建設的本色に至っては、民主主義者を圧迫する元凶となっている。

維新の元勳それ自身が二つの派閥に分かれ、果敢で聡明な貴族主義者は勝利を収めた。大久保利通の絶対専制に対し、西南と佐賀の民主党は割腹、獄門に終わった。山県有朋の保安条例²³は、熱狂したダントン、ロベスピエール²⁴を一網打尽にし、東京から三里外に追放された。伊藤博文の帝国憲法はドイツ的専制を翻訳したものにさらにもう一段専制を加え、敗れて乱れた民主党の残兵の上で雲にとどろく凱歌を挙げた。——ああ、民主党というものを顧みて感じることは何であろうか！ 解散という威嚇と黄金の誘惑の下でむやみに政友会とか、進歩党とかと名乗るだけである。

繰り返して言おう。維新革命の本来の意味を明らかに理解せよ。藩閥の者が維新革命の破壊的方面において元勳であることを正当に認識するとともに、維新革命の建設的本領において明らかに抑圧の元凶であることも厳粛に理解せよ。そして我々の日本史を厳粛な歴史哲学において理解せよ。

社会民主主義は維新革命の歴史的継続物を受け継ぎ、理想の完全な実現に努力しているものである。

14-6 一時代の物差しで全てを推し量ることの誤り

我々は先ほどから用いてきた「乱臣賊子」という文字を取り消さなければならない。これは、東洋の未開人村落でなければいけないものである。ただ、こうした文字を使用したのは、「国体論」という天動説を破るためにはやむを得なかったからである。一時代の物さしやコンパスで、古今数千年間に及ぶ政治的行為と倫理的意志を批判することが野蛮であることは言うまでもない。このように、政治史と倫理史の進化を理解せず、一時代の標準で古今を規律し、乱臣と名付けたり、賊子と呼んだりするため、雄略天皇、武烈天皇が国家の所有者として、所有する所有物を処分する権利において行った人民の殺戮を今日の天皇の姿から想像し、非道で仁のない振る舞いだと解釈する政治史と倫理史があるのだ。「うぐい

²³ 一八八七年に自由民権運動を抑圧するために制定された法令。中江兆民や尾崎行雄などが追放された。第四条では、「皇居又ハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ、内乱ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキハ、……三年以内同一ノ距離内ニ出入寄宿又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得」となっている。

²⁴ どちらもフランスの政治家で、フランス革命の急進派。恐怖政治を断行した人物として有名。民権運動の過激派の例えとして用いている。

すのやどはと問はばいかゞこたへん」²⁵と言おうとも、天皇は全ての人民の財産を取り上げる自由があったことは言うまでもない。人民そのものが天皇の財産だったから、臣下の妻、側室を奪っても、今日のように政治的違法でなければ、道徳的犯罪でもなかったのである。全ての善悪は進化に応じた善悪である（『社会主義の啓蒙運動』で階級闘争を説く所を見よ）。だから、維新革命党が仕える君主などから乱臣賊子の名によって処刑されたことも、今日に至ってその汚名は払われた。それと同じく、維新革命党を乱臣賊子だと名付けた貴族ら（今の華族ではなく、その祖先である）の名も、維新革命が成功した今日に至っては完全に取り消されなければならない。つまり、科学的倫理学の上から言えば、成功した民主主義者が今日貴族階級から受けた乱臣賊子という名を払われたように、貴族階級が天皇に打ち勝って成功していた時代には、当時の社会から決して乱臣賊子という名を負わされなかった。理論においてそうであるだけでなく、事実は明らかにこれを証明する。全ての善悪は進化に応じた善悪である。社会の進化は階級闘争をしながら、次第に上層に進む。だから、全ての善悪の決定は社会的勢力によってなされる。人倫において第一の無道であると言われる乱臣賊子を、どうして社会的勢力の上に将軍として、また諸侯として据えることができるだろうか。ある者は、教育勅語を自分の護衛のために汚して言うだろう。——「これは古今を通じて誤っておらず、内外に広く及ぼしても道理に背くものではない。」と明示されているのではないかと。

しかしながら先にも論じたように、教育勅語は公式の倫理、学説を定める権限を持たないのだから、公式の歴史哲学を定める権限も同じく持っていない。天皇は帝国議会とともに立法機関を組織して法律を命令し、また独立した権限で命令を発することができるのだが、公式の学説を定める国家機関ではない。だから、天皇が全ての国民を「よく忠孝を尽くした」と賞賛するにもかかわらず、いわゆる国体論者が義時、尊氏を乱臣賊子であると罵っても不敬な男ではない。それと同じく、我々は科学的倫理学の上から祖先の行為の解釈にあたってその時代の道徳的標準に従い、進化に応じて批判するので、全ての妨害を超越できる。そもそも、今の学者という者——特に教育勅語を唯一の盾として学術の世界を歩き回っている文学博士井上哲次郎氏などは、自分の劣等な頭脳を天皇の責任にして平然としているから、もちろん我々が名付けようとするわけではないが、「不敬漢」という呼称はこうした者に与えるのが正当であろう。

科学的研究者として冷静に言えば（なぜならば、我々は歴史学を語っているのであって、理由もなく言葉巧みにへつらう太鼓持ちのような学者でなければ、いわれない嫌悪感を

²⁵ 「ちよくなればいともかしくもうぐいすのやどはと問はばいかゞこたへん」という和歌の一節。

『大鏡』第六巻道長下に次のような記事がある。

村上天皇の時代に、清涼殿の梅の木が枯れてしまったので、適当な梅の木を探していたところ、とある家に立派な紅梅を見つけた。そこで、この梅の木を掘って、持って行こうとしたところ、その家の主人が、「その木にこれを結びつけて持って行っておくれ」と書簡を託した。内裏で天皇がその書簡を読むと、「ちよくなればいともかしくもうぐいすのやどはと問はばいかゞこたへん（勅命によって、この梅の木を召されることゆえ、おそれ多いことで、御意のとおりさしあげます。しかし、いつもこの木に慣れている鶯がきて、私の宿はどこにいったの、と聞いたら、どう答えたものでしょうか。）」と書かれていた。この歌を読み、不審に思った天皇が調べさせたところ、その家は紀貫之の娘の家であることがわかり、天皇は気の毒なことをしたと気まずがった（『大鏡（保坂弘司訳）』〔講談社学術文庫・一九八一〕を参照した）。

含んで盲動的に嘆く業者でもないからである。) 現天皇が万世一系の天皇の中で天智天皇とだけ肩を並べられる卓越した大皇帝であることは言うまでもない。常に純粋な詩人であった者が徳川氏の圧迫を排除するため、卓越して賢い資質を憂い憤る中で遺伝させていた。「あなたを玉にする」と言った苦難に満ちた歴史で幼い頃から革命の動乱の渦中において磨かれた。孟子が「人は住む場所や環境によって感化されるものだ」として、斉王の子を遠くから見て感心した²⁶ように、維新革命の英雄たちを使って作り上げた東洋の模型の堂々とした風貌は、まさしく東洋的な優れた君主を目の前に出現させた（我々は思う。今日の尊王、忠君の声は、現天皇の個人的卓越に対する英雄崇拜を意味すると）。

しかしながら、この理由から天皇を学問研究の範囲内に引っ張ってきて、科学的倫理学者としての全能を要求することは暴挙の極みである。(明治)²⁷二十三年頃の幼稚な思想界からすれば、いかなる卓越した者であっても、良心が社会的に作られるといった善悪の進化に応じた批判などがわかるはずがない。けれど、この理由から天皇の明哲さを傷つけることは、後に明治の歴史を書く者が断じてしてはいけないことである。天皇は、学問研究以上の大きな任務を国家に対して持つ。たとえ教育勅語が古い倫理の学説を取り入れたものだとしても、大いに進歩した思想界にある学者その人が古い知識を脱することができないというのは、学者その人の怠慢であり、教育勅語に関わることではない。詳しく言えば、井上哲次郎氏などが今日もなお独断的旧説の倫理学を奉じていることは、哲次郎氏その人が文学博士として持つ賢明さ²⁸のためであり、井上博士の愚かさに対して教育勅語は責任を負う所ではないのだ。なお詳しく言えば、日本国民が今日もなお静止した倫理学を上回ることができていないのは、教育勅語の関係しないことだと言えるのである。

天皇の国家に対する意義を明確に理解せよ。学者の論争において教育勅語を自分に都合のよい使い方をするとといった粗雑なこと²⁹があってはならず、また教育勅語と矛盾する見解をとることによって、教育勅語は学界に悪い結果をもたらしていると耳打ちするようなこともあってはならない。これは皆国民の罪であると言える。国民の意義、天皇の意義を理解しない国民そのものの罪であると言えるのだ。先に説いたように、天皇は遠い昔に「国体論」を破壊し尽くしたのではないか。土偶は僧兵らのみこしに安置され、国体論の守護神となることはできよう。日本の天皇は敵として日本の天皇である。日本の天皇は、井上哲次郎氏らの倫理学を確証するために教育勅語を学者の問題として与えたのではないのだ。

しかしながら誤解してはいけない。我々が、中世の貴族階級を当時の道徳的標準に従って乱臣賊子ではないと言うことは、彼らが国家の利益、国民の幸福のために皇室を排斥した道徳家であると言う他の独断者の見解とは無関係である。北条義時は、単に当時の貴族

²⁶ 第五章第十六章に引用される『孟子』を参照せよ。

²⁷ 「明治」の語は、訳文で補った。

²⁸ 前半と後半で、「賢明」と「愚」という逆の表現がとられている。「賢明」は、北なりの皮肉表現ととるべきであろうか。もしくは、「良心に基づく」という趣旨で解釈すべきかもしれない。さしあたり、皮肉表現としてそのままにしておく。

²⁹ 原文では「漫暴」となっていて、[ママ]と注記されている。『思想集成』五〇二頁では、「暴慢」(粗雑なこと)と考えている。この意味で解釈してよいと思う。

階級の利益を代表していた者にすぎず、民主主義者³⁰と名付けられるような理論を現実のものにしたわけではないし、いかに豊富な形容詞に心を奪われようとも、足利尊氏は無数の家長君主の上で家長君主として大きな席を占めた人物であり、オリヴァー・クロムウェルなどになぞらえるものでないことは言うまでもない³¹。国家の目的、理想を意識していない家長国の古代、中世においては、多くの家長君主としての天皇はそれ自身の個人的利己心によって行動する他なかった。それと同じく、義時、尊氏が国家の利益、国民の幸福というようなことを目的として皇室と戦ったものと言うのは論外である。まして乱臣賊子の汚名を我慢して人民のために尽くしたなどと論じることなどは、独断論である点でむしろ勤王家の独断論をしのぐのである。

我々が、彼らを当時の道徳的標準に従って乱臣賊子ではなかったと言うのは、彼らの臣下及び所有する人民と他の貴族らから彼らの自由・独立を承認されたと言えるからである。もちろん、天皇党は彼らが所有の範囲以外に強大な力を発動させ、天皇の最高権³²の要求と衝突することを承認せず、彼らを乱臣賊子として評価したことは事実である。しかしながら、下層階級が上層階級と同じ平面に進化していこうとする闘争の中で、上層階級の最高権を乱臣賊子という形で拒絶するのは、敢えて君主国から貴族国に進化する時だけに限られない。貴族国から民主国に進化しようとする維新革命の時にも革命党の諸侯から背負わされた名だったのである。

しかしながら、維新革命党が貴族に対する忠順の義務を拒絶する時、等しく忠順の義務を拒絶していた貴族そのものに対して論理的反撃を加える口先のうまさがあったのに反して、貴族らが政治的、道徳的独立を得た時には強大な力以外に何の主張も持っていなかったのだ。彼らはその強大な力によって土地を略奪して経済的独立を確保し、それによって全ての政治的義務、道徳的義務から解放された。まして時は未開極まる中世である。高師直のように、その自由を好きなように発揮する他なかったのである。彼らが皇室党から乱臣賊子と呼んでこられたことは中世史を通じての事実であるが、社会の大多数からはそれぞれの地方における君主として絶対的自由を承認され、自由の発動する所として他の君主の自由と衝突したとしても、決して乱臣賊子とは受け取られなかったのである。そして皇室も君主であったという点において衝突したのである。

だから、我々は断言しよう。絶対無限の権利を持つ君主の全ての行為は、善悪の評価を超える所にあるように、彼らはそれぞれの範囲内において君主だったから、全て無道徳である（不道徳ではない）自由を絶対的に持つことができたのだと。天皇が義時、尊氏らに

³⁰ 原文では「民政主義者」となっているが、以前には「民主主義者」という表現を用いている。「民主主義者」の誤りであろう。

³¹ 原文では「北条義時は単に当時の貴族階級の利益を代表せる者にして民政主義者と名くべき理論を事実となし、如何に形容辞の豊富に溺惑するも足利尊氏は無数の家長君主の上に家長君主たる大席の一人物にしてオリヴァー・クロムエルなどに比すべき者にあらざるは論なし。」となっている。忠実に現代語訳しようとする、意味がとりにくいため、意識した。

³² 原文では「厳高権」となっていて、[ママ最力]と注記されている。指摘の通り、「最高権」とすべきであろう。「厳高権」では意味が通じない。

対抗して失敗したことは、天皇に強大な力がなかったからで、民政を害したか否かという問題とは別なのだ。義時、尊氏が天皇に打ち勝ったのは、その力の強さで勝っていたからで、高貴な民主主義というものとは無関係である。民主主義というものは、「国体論」という古い形式に覆われて世に出た維新革命前後のものである。

我々はさらに先ほどから用いてきた「乱臣賊子」の文字を取り消さなければならない。それは、日本国民の全ては、乱臣賊子の従犯もしくは共犯として皇室を攻撃、迫害した乱臣賊子だけであるという我々の断定を指している。先に説いた所で明らかになったように、武士階級は各々仕える「目の前の主君、父親」の行く所に従い、衛星のように回っている忠孝の道德家だったからである。つまり、正成に従って湊川で死んだ三百人のようにはならず、中世史の全部を通じて高時に従って鎌倉で死んだ七百人のようになったため、武士道は皇室に対して大胆で果敢な乱臣賊子（の教え）として受け取られたのだが、その高貴な自律的道德は、各々の仕える「目の前の主君、父親」に対する忠誠を表すものだったのだ。我々はまさしく全てを乱臣賊子であると言ったことを取り消す。

維新革命党も、それを建設的方面で継承した民権党も、我々社会民主主義者も、一度はその上層階級から乱臣賊子と言われ、また言われている。しかしながら、経済的独立は全ての独立の源である。古代の主君が経済的独立によって政治的、道徳的自由を実現したように、中世の貴族は経済的独立によって政治的、道徳的自由を実現した。それと同じく、経済史の進化は同時に政治史、倫理史の進化となり、武士、平民の下層階級をさらに貴族から解放させ、経済的独立による政治的、道徳的自由の実現を国家の全分子に拡張させた。これが維新革命となり、民権党の運動となり、さらに社会民主主義という大きな要求となった。

いや、社会民主主義というものは、あの個人主義時代の革命のように、国家を個人の利益のために離合させようとするものではない。個人の独立は「国家の最高の所有権」という経済的従属関係の下に条件付きで存在するのだ。そして社会、国家という自覚は、維新前後の社会単位の生存競争ではなく、社会主義の理想を道徳、法律の上に表白したものである。（広義の）国民全てが政治権力を持つことを理想とし、国民のいかなる者であっても国家の部分であり、国家の目的のため以外に犠牲にはいけないという信念は普及した。つまり、これが民主主義である。—だから、我々は決してある社会民主主義者のように、現在の国体と政体を打倒して社会民主主義が実現されるとは理解しない。維新革命そのものが厳然とした社会民主主義だったことを見て、無限の喜びを抱いているのである（実例を挙げるならば、あの勝海舟が自分を天皇もしくは將軍といった忠順の義務を課す者の外に置き、国家単位の行動をとることを曲げなかったこと³³などがあるが、これはまさにその例である）。

ただ、今日の社会民主主義は、この小さな社会の連合により、小さな社会の理想的独立

³³ はっきりとはわからないが、幕府を守るよりも、江戸を戦火から守って日本全体の利益のために行動したと言いたいのだろう。

とともに大社会の進化を図り、民主主義の法律的理想を経済的内容の革命によって現実のものにしようとする所に特徴がある。

14-7 社会民主主義からみた憲法解釈

まさに、法律的理想及び道徳的信念においては、現代日本の道徳、法律は堂々とした社会民主主義である。我々をさらに以上の見解から憲法学の解釈に返らせよ。

つまり、憲法第一条に「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とある、「万世一系」という文字は皇室典範の皇位継承法に譲り、捨ててしまつてよいのである。なぜならば、たとえ万世一系は直系ではなく、無数の傍系から傍系の間をあちこち動いているというのが歴史上の事実であつても、また万世一系の天皇がことごとく全日本国の上に統治者として君臨し続けていないというのが歴史上の事実であるとしても、現天皇以後の天皇が国家の最も重大な機関に就く権利は、今の憲法によって大日本帝国が明らかに維持するからである。なおかつ「一系」とは直系ではなく、やむを得ない場合において、それぞれの順序によって遠い傍系に継承権を拡張することができる皇室典範の規定があるからである。そしてまた「天皇」といつても、時代の進化によって内容が進化しており、万世という長い間において未だかつて現天皇のような意義を持った天皇はない。したがつて、憲法のいわゆる「万世一系ノ天皇」とは現天皇が初めの天皇であり、現天皇から以後の直系あるいは傍系によって皇位を万世に伝えよという将来の規定に属する。憲法の文字に歴史学の真理を決定する権利はない。したがつて、「万世一系」という文字を解釈する際に、歴史が書かれて以来の天皇が傍系を交えざる直系であり、万世の天皇は皆現天皇のような国家の権威を表白した者であるという意味で理解するならば、それは重大な誤謬である。だから、「万世一系」という文字に対しては、多くの憲法学者が「神聖」という文字を捨てることを主張しているのと同じく捨て去るべきか、あるいは我々のように、憲法の精神によって法文の文字に歴史的意義を付けず、万世に皇位を伝えよという将来の規定と解釈するかという二つの道しかない。そして後者をとるとするならば、一系とは皇室典範によって拡張されたという意味を持つ。

我々はまた先の憲法論において、現代日本は国家主権の国体であり、天皇と国民は階級国家時代のように契約的な対立関係になく（ヨーロッパ中世の階級国家における憲法では、君主と国民が契約憲法によって直接的に権利義務の対立をなしていたが、日本の階級国家時代の諸君主は革命によって華族の痕跡となった。）、したがつて現代日本の憲法は天皇と国民の権利義務関係を規定せず、広義の国民が国家に対する関係を表白したものだと言つた。

もちろん、契約憲法を経験したヨーロッパ諸国といえども、君主とか、貴族とか言うものは法理学上階級的な層をなすものではなく、国家の主権を行使する国家機関であるから、契約当時と完全に進化を異にしていることは言うまでもない。しかしながら日本においては、憲法の制定が天皇の専断に属していたため、現憲法を契約憲法であると言つる者がいな

い。その代わりに（もちろん、事実においては個人主義の法理学によって契約的対立のように解釈している学者が多いことは、先に説いたとおりであるが）、欽定憲法の名において君主主権論者が恐るべき誤謬を広めている。

この誤謬は、以上の歴史解釈によって既に疑いが晴れたであろう。維新革命以後の日本は、日本民族が社会的存在であることを発見した国家主義である点で国家主権の国体である。国民が国家の部分であり、全ての部分はその代表者を出し、特権を持った一部分（つまり天皇）とともに最高機関を組織するという国民主義である点で民主主義である。そして維新革命から二十三年に至るまでにおいて、国家は国家主権の国体であり、政体は最高機関を一人の特権者だけで組織した君主政体であった（先の法理論において主張した政体の三分類を見よ）。

文字の形態、発音において君主政体と言うからといって、これを家長として全国家を所有するという意味の家長国体のそれと同一視してはいけない。つまり、維新後の「君主」とか、「天皇」とか言うものは国家全体の利益のために国家の一部が、家長国時代のような個人的利己心によってではなく、高貴な社会的利己心に基づき、個人としてではなく、社会の一部として社会の意志を公表していた一国民だったのである。このような君主政体は、まさに純粋な政治道徳によるものであった。だから、唯一の最高機関である君主の人格が、どうやって君主の個人的利己心のために国家の全部の目的と利益を無視し、自己以外の国家の部分为国家の部分ではないと考えるか、あるいは自己が国家の外にいる者であり、国家は自己の財産であると考えようになると、事実上の家長国と化してしまうことがある。社会単位の生存競争が激しかったため、維新革命のヒーローは国家の目的と利益に頭脳の全部を奪われ、劣等な利己心などは跡形もなくなった。—つまり、維新革命以後二十三年に至るまで日本の天皇の意志は、法理上明らかに大日本帝国の意志だったのである（こういうわけであるから、天皇と国家を同じだと言ってはいけないという注意は繰り返すまでもない。こうした君主政体において、天皇という国家の部分が国家全部の利益と目的のために意欲を持つからといって、部分と全部を同じだと言うことができないのは、あたかも共和政体の国において議会という国家の部分が同時に共和国の全部でないのと同じである）。そして君主主権の家長国体において、君主の利益と目的のために作られた全ての法律が全て有効であるように、国家主権の国体においては、国家はその目的と利益のために国家機関を改廃、作成する完全な自由を主権の本質において持っている。

つまり、二十三年の帝国憲法は、国家がその完全な主権の発動によって国家の目的と利益のために国家の最高機関を改めたものであると言える。そして国家機関の変更は、国家の意志を表す一人の最高機関によって表白されたのである。二十三年の帝国憲法は、国家が主権を一人の最高機関の口から発表したものであって、現皇帝は維新以前と維新以後とで法理学上全く別物なのだ。維新以前は諸侯、将軍などの君主らと等しく、その範囲内における家長君主だという法理上の地位であったが、維新以後二十三年までは唯一最高の機関として全日本国の目的と利益のために国家の意志を表白する者となったのだ。だから、

国家は主権の本体である本質から、国家機関の改廃、作成について絶対的な自由を持っているが、単に主権の表白の面で唯一の最高機関であった天皇は、二十三年の経過とともに過ぎ去ったのである。

今後国家主権の名において国家機関を改廃、作成する国家機関は、天皇と帝国議会によって組織された最高機関以外に存在しない。これは、現行憲法が明らかに憲法改正の方法を規定していることからわかる。あの穂積博士が欽定憲法の名から、天皇は憲法の改正、廃止について絶対的な自由を持っていると主張することなどは、疑いもなく政体の変更を図る朝憲紊乱罪に当たるものと言える。我々は穂積博士に尋ねよう。

穂積博士は最も価値のない頭脳であり、問題にする必要もない者であるにもかかわらず、法科大学長で帝国大学教授という重大な地位にあるため、我々の筆先で最も多く虐待されたのである。我々は深く博士に感謝するとともに、なおしばらく忍耐を求める。もし意志を表白した者が権利の主体であるという独断から、現行憲法は天皇の権利によって与えられたもので、天皇の権利によって奪うことができる欽定憲法であると言うならば、我々まさしく博士に尋ねよう。あの田舎で隠れていた継体天皇が大伴金村の意志によって天皇の位に就いたこと、源氏の姓を得て臣下の身分になっていた光孝天皇³⁴が藤原基経の意志によって天皇の位に就いたことなどは、金村や基経の欽定天皇だと言うのかと。

博士の両頭のうち、尊王、忠君を唱える頭は大いに驚き、これを否定して言うだろう。「違う！ 君主国時代であるから、彼らは君主の機関として君主の利益と目的のために機関として意志を表白したにすぎない。」と。しかしながら、両頭は平和に過ごすことができない。乱臣賊子である他方の頭は、尊王、忠君を唱える頭を殴り、沈黙させて大きな声で叫ぶだろう。「国家の目的と利益のために国家の機関として表白した天皇の意志によって、天皇が自由に改廃と奪える欽定憲法だと言うならば、継体天皇と光孝天皇³⁵は金村、基経が自由に廃止、変更できる金村、基経の欽定天皇であると言わなければならない。」と。大日本帝国憲法はもちろん欽定憲法である。しかしながら、欽定とはこうした意味のものではなく、国家の主権が唯一の最高機関を通じて最高機関を変更し、特権を持った一人と平等な多数によって組織することを表白したものであると言える。

穂積博士はもはや忍耐の頂上にあるだろう。我々はあまりにも氏を価値のない者にしたことに同情を表するとともに、氏に向かって出した矛を収めなければならない。ただ、一言だけ言おう。つまり、以上の説明によって、憲法の解釈権は天皇にあるという氏の議論は意味がなくなった。天皇が主権の本体であった古代の法律ならばそうであろうし、天皇一人が最高機関であった時ならばそうであろう。また、ある国のように、立法機関と独立した司法機関に解釈権が指定されている³⁶ならば問題とならない。しかしながら、天皇と帝

³⁴ 注五四と同じ。宇多天皇の誤りであろう。

³⁵ 前注と同じ。

³⁶ 司法権に解釈権が与えられているというのは、裁判所に違憲審査権があるということだろう。つまり、ここで述べているある国というのは、アメリカのことである。アメリカでは、一八〇三年にマーシャル判決が出てから、裁判所に違憲審査権を認めることが確立した。現在の日本で違憲審査権が認められているのは、このアメリカ法の影響による。

国議会が最高機関を組織しているが、その意志が矛盾する場合において意志を決定する規定がないので、矛盾した時の解決は法文の不備としてどうしようもないのである。あたかも帝国議会の中で衆議院と貴族院が各自その見解を支持し、互いに譲らない時に処置の道がないのと同じである³⁷。法律上の規定がないことは、法律学者として論議する権限外のものである。

以上に述べた通りである。後の歴史家という者よ。国家の生存進化の目的、理想を厳粛に意識し、全てを行動させている民主主義の大首領を、穂積博士らの悪口で覆い隠し、明治の歴史の主人公を誤って伝えてはいけない。

14-8 天皇と国民の道德関係

最後に、天皇と国民の道德関係を述べる。

道德は法律の外部的規定であるとともに、内部的規律でもある。だから、法律が国家主権の国体である国家主義と（広義の）国民全部が政治上の権力者となる政体である国民主義を実現したから、内部的法律である道德と並行して社会の生存進化を目的とし、その目的のために社会の全分子が努力することを理想とした社会民主主義になったことは言うまでもない。あの「愛国」という声に、大いに中世的で野蛮な風習の血なまぐさい響き、臭いがあることは残念であるが、社会的存在であることを次第に意識するようになり、社会主義の第一歩を踏み出したことは事実である。「民権」の叫びもなお人々を農奴、武士時代の奴隸的良心から脱却させられなかったことは恥辱の極みであるが、これによって国民全てが国家の部分であることに目覚めたから、民主主義の根本の意味を理解できたことも事実である。それならば、天皇と国民の道德関係はどう理解すべきなのか。

これまでこまごまと説いた所によって、君臣が一家であるからではなく、また忠孝が一致するからでもないことは明らかである。もし「国体論」のように、現在の天皇が国家機関であるために天皇ではなく、天皇であるのは原始宗教の信仰があるからだと言うならば、これは今日の仏教徒、キリスト教徒、旧宗教のどれも信じない科学者に蘇我馬子となる権利を付与するものである。内地雑居によって帰化した外国人の全てを、漢氏の駒となる道德上の放任状態にさらすものである。そして忠孝一致は、原始時代という人口が少ない時における家族団体の時代という一過程においてだけ言うことができる。また今日のように、一家という血縁意識が全く断絶した民族団体の時代にそれが不可能であることがわかるならば、三千年前の血統関係というわかりもしないものを今日に主張する何の義務もない³⁸という結論に我々を到達させるだろう。また、本家と分家が純粋な平等関係に置かれ、家長

³⁷ 帝国憲法の時代は、衆議院と貴族院の権限が同等であった。そのため、互いに意見が合わないものは成立しなかった。そのため、衆議院で通った案を握りつぶすことがしばしばあった。ちなみに、戦後の日本国憲法では衆議院の優越が認められている。

³⁸ 原文では、「之を今日に主張する如き三千年前の系統的関係の知れもせぬものに何の義務もなしとの結論に到達せしむべく。」となっている。「之を今日に主張する如き」と後の語句とのつながりが悪く、そのままでは意味をとりにくいので、意識した。

と家族の関係も生殺（与奪）³⁹の権利と奴隷の義務において対立しないようになったから、天皇を家長とすることは天皇の意味を理解せず、天皇そのものを否認する状況に至らせるだろう。そしてさらに、忠は自己の身体が君主の財産として所有物であった奴隷制度の古代、または経済的従属関係によって奴隷道徳を継承していた武士道の中世においてだけ要求されることである。それを知りながら、今日に唱えることは、私有財産制の確立による経済的独立によって、等しく天皇そのものの存在をも疑い、国家の利益を害するに至らせるだろう。——こうした結論に導く前提は、大日本帝国が一步も許さないことである。天皇は、国家の利益のために国家の維持する制度であるから天皇なのだ。どんな外国人であっても、分家であっても、一家であっても、全く血縁関係のない多数の国民であっても、この重大な国家機関の存在を無視することは、大日本帝国の許さない犯罪である。またある者は、万世一系が連綿と続いているという血統崇拝によって、天皇と国民の道徳関係を説こうとするだろう。もちろん、歴史の進行ははっきりと区画されず、社会の一般階級が近代の進化に入った後も、なおある下等な知識の下層階級は中世的思想を継承しているというのが社会進化の常である。だから、今なおドイツ皇帝が中世的思想を持っているように、日本の下層的知識の部分は日本の天皇の意味を理解せず、中世的な目で仰いでいる者が多いことは言うまでもない。しかしながら、先に引用したマラハーナのインドのような未開国の良心と現代の日本国民と比較することは、国民に対する無礼である他、皇室をこうした浮いた基礎に立っていると推論させ、皇室そのものに対する一個の侮辱となるのだ。そうではない！ 血統崇拝によって中世的良心が支配されたため、皇統から分かれた将軍、諸侯が乱臣賊子となり、今日その乱臣賊子を擁護して尊王、忠君であったと言う穂積博士などが君臣一家論を唱え、下賤な穂積家を皇室の親類、分家だと主張する精神病者が生まれるのである。もし穂積博士が主張するように、穂積家というものが天照大神から分かれた傍系であることを明らかに知り、皇統は無数の傍系と傍系を織り交ぜた幅広いものだという事を知る——国民の中にも天皇の血液が流れ、天皇の血管にも国民の鼓動が聞こえる——ならば、おそらくその乱臣賊子の首を挙げ、拙者穂積八束も神聖不可侵であると称し、車夫に対する時のおごりを全国民に向かって要求するだろう（博士は、その頭脳が車夫を載せて引く車夫であるという価値以上のものを持っていないにもかかわらず、車夫に向かって言語を交えることによって名誉が傷つけられると言う。我々は学者として彼を排撃する以外に、憎悪、軽蔑の感情を持つことを表明する）。たとえ彼のような乱臣賊子でなくても、人類が梅の木の花から生まれず、桃の実から生まれず、八幡大菩薩によって産み落とされるものでないならば、我々人類は全て類人猿から十万年という長い年月にわたって続いてきた血統を持っているはずであり、誠実な丘博士などは、生物進化論から穂積博士の乱臣賊子ぶりに誘惑されるだろう。——まさに、こうした結論とこうした結論に導く前提は、大日本帝国が決して許容しないものであり、天皇はこうした冷静な判断力を失った者の上に超越し、国家の利益を表しているのだ。国民の血液が天皇に入り、天皇の血液が国民に

³⁹ 原文では、「生殺の権利」となっているが、語法がわかるように、括弧で「与奪」を補った。

入ることで、天皇と国民は血液の上において完全に混ざり合い、この点から垣根を設けることはできないが、それはそれだけの事実すぎず、そうだからといって天皇を是認、もしくは否認する理由としてはいけない。天皇は国家の主権によって是認され、これを否認することは国家の主権に対する背反である。

ところが、復古的革命主義は大いに天下にはびこり、天皇を後ろに排斥し、驚くべき未開人村落の土偶を作り上げた。そして野蛮人はこの土偶に何とも言い表せない角、牙、大きな口、巨大な鼻をつけ、顔に紅白の粉末を塗りつけ、虚偽、心の迷い、乱れた心のボロ切れ⁴⁰を縫い直して着せている。そしてそれを掲げて、「四千五百万の同胞である未開人たちよ、この偉大な神の前に頭を下げて拝め。」と叫んでいる。四千五百万の未開人はことごとくこの野蛮な神の偶像の前に土下座して手を合わせ、日本の天皇の存在を忘れ去っている。この野蛮な神の前には釈迦も国体を傷つける者と罵られ、キリストはナザレの大工の子⁴¹とそしられ⁴²、神道の本来の意味をことごとく踏みにじられ、神話の科学研究も一度は脅かされた。そして野蛮な神の祭主らは笑いたくなるような擬古文で徳を称え、祭礼を行うことを常とし、大日本帝国と皇帝陛下がいかなる厳粛な関係において維持されているかを少しも考慮しないのだ。特に、天皇が詩人として天才的な才能を示しているように、国家機関であるという意味以外において発表された全ての意見は、必ず未開人らに盗み取られ、未開人らはその盗品を汚し、そして野蛮な神の装飾にする。野蛮な神の怒りには、学者も、政治家も、新聞記者も、あらゆる者が尾を垂れて、恐れて服従するのである。不敬な奴！ この一言はまさしく東洋の未開人村落における社会的死刑の宣告である（専制的な現代ドイツであっても、おごりに満ちた皇帝がいるだけである。どうして日本国だけに天皇以外に野蛮な神がいるのか）。——つまり、「君は、『お前たち臣民はよく忠義の美德を発揮せよ』と命じる教育勅語に違反する不敬な奴だ」と言うのである。

我々は、まさしく国体と天皇の名において、野蛮な神の宣告を拒絶しなければならない。「国体論」の国体は、未開人村落の国体であって、現代日本の国体ではない。「国体論」の天皇は、未開人村落の土偶であって、現代日本の天皇ではない。——我々はまさしく未開人らの窃盗から教育勅語を天皇の手に取り返さなければならないのだ。

教育勅語については、先にしばしば説明した。未開人村落においては、わずかな信仰に対する違反でも直ちに虐殺されるというように、野蛮な神の土偶は思想界の上でも絶対無限の権利を持っている。しかしながら、外部的生活を規定する国家において、天皇がとれる行動は外部的規定を超えることができない。野蛮な神の土偶は、未開人村落の原始宗教と原始道徳を鬼神や蛇、鳥などの威力によって未開人に強制する権利を持っているだろう。しかしながら、近代国家の原則として国家の一部分である個人の思想、信仰を国家の大部分もしくは上層階級の部分が踏みにじってはいけないとされる。その今日において、天皇

40 原文では、「・縷」となっており、〔襤カ〕と注記されている。

41 ナザレはイスラエル北部にある都市で、イエスの育った地。父ヨセフはナザレで大工を営んでいた。

42 原文では「毀られ」となっていて、〔謗カ〕と注記されている。確かに、現代の読み方としてはそちらのほうがよいが、「毀」にも「そしる」という読みがあるので、目くじらを立てるほどではない。

はたとえ仏教の信仰を抱いていたとしても、また又キリスト教の道徳を抱いていたとしても、これを国家の他の大部分に強制することはできない。天皇が医学上の学説を命令し、天文学の原理を強制することができないように、特定の倫理学派を奨励し、特定の歴史哲学を制定することができない。——国家は良心の内部的生活に立ち入ることができない。したがって、その一機関である天皇は道徳を強制することができないのだ。道徳が強制の形をとる時、それは法律となる。教育勅語は、その教育の名が示すように、道徳の範囲内のものであって、法律的効力を持たない。現天皇の歴史上の効果に、現天皇の明晰さに対する十分な信頼を対置せよ！ 我々は断言する。「よく忠に」という言葉の意味は、断じて井上哲次郎氏以下の教育勅語解釈家が入り乱れて説明しているような内容ではないのだ。彼らの見解のように解釈するならば、第二の天智天皇として公民国家の理想を実現した大皇帝に対する悪意の表明になるのである。また、一般国民の道徳的信念について考察せよ。天皇の利益のために日露戦争が戦われたとせず、「国家のために」という国家主権論の社会主義に基づき、息子たちの門出に涙を拭ったのではなかったか。もし維新以前の階級国家時代のように、多くの君主の下で奴隸的に従属していた武士ならば、「国家のために」とは言わず、必ず各自が仕える「主君のために」と言ったことは言うまでもない。ところが、「国家のため」と言うことは、国家が生存進化の目的を持った人格であることが法文の上だけでなく、道徳的信念においても一般国民に認識され、この「国家」という限定された社会そのものの目的のために、国家に「よく忠を尽くして」戦うことを表しており、その忠が他のいかなる者の個人的利己心のために取り扱われないことを表示するものである。「国家のために」という社会主義の公民国家と、「主君のために」という君主主権の家長国は、国体の進化に応じた分類においてははっきりと区別できる。それと同じく、道徳的理想の進化において現在の個人単位のものから、永久的な社会単位のものに進化したものとして大きく段落を画されるべきなのだ。「朕は国家の全部であって、国民は国家の部分ではない」と言わない限り（穂積博士さえ言わない）、「国民だけが国家の全部であって、君主は法理上国家の外にいる」と言わない限り（日本の全ての君主主権論者はこう言わない）、中世史と現代は合致して停止しているのだと言わない限り（日本の学者も、歴史が進化することだけは知っている）、君主主権論と国家主権論が同じものだと言わない限り（日本のそれらは、そうでないからこそ争っている）、「忠君愛国一致論」は一つも理由を発見することができないのだ。国家の生存進化が目的であり、そして国家の全ての部分——つまり全国民が国家であると言うならば、国家の目的、理想のために努力する国民の忠は、国家に対するものである。国家の一部である天皇の喜びは、等しく国家の大部分である国民の喜びと同じで、大個体の一部としての大個体の満足であって、目的そのことと関わりを持たない。だから、家長国の階級国家時代のように、諸侯、将軍といった君主に奴隸的に従属し、彼らそのものの個人的利益が忠の目的であったのと同様に、天皇が家長君主であり、忠の目的が天皇の利己的欲望の満足に向かう努力ならば、論理的帰結として次のようなことが出てくる。例えば諸侯、将軍などのように、天皇の個性がその社会性を圧迫（つまり、国家の機関と

して存在する国家の意志を圧迫)して働く時には、国民は圧迫された天皇の社会性を保護することはなく、国家機関である地位をはみ出した個人としての天皇とともに国家に向かって反逆者とならなければならないということである。このような場合を仮想する時、天皇は政治道徳以外に法律的責任がないことは言うまでもないが、国家はその厳粛な司法機関の口を通じ、国民を罰する法律を持っている。これは、忠君愛国一致論が矛盾する時ではないか。天皇は、天皇であるという性格から、こうした矛盾がないとし、もし野蛮な神の土偶が天皇を駆逐し、野蛮な神の個人的利益のために国家の臣民に忠を命じるならば、国家が生存して進化する目的のために国家の全部を形成する天皇と国民は、必ずこの土偶を粉砕しなければならない。国家を科学的に研究しない井上博士などならば、先のような矛盾したものを唱えてもよいだろう。しかし、国家の法理を専攻する学者である穂積博士などが忠君愛国一致論を説くに至っては、どんな言葉で評価すればよいのか。これは、力を極めて排撃している国家主権論と自分の君主主権論が一致すると言っているのとどこが異なるのか。怪物の両頭は殴り合うことをやめ、抱き合うことになる。けれど、その両頭は抱き合う時、頭がい骨を破裂させて死んでしまう。ああ、忠臣穂積氏の墓よ（我々は氏の墓碑を建てながら、再び遺体をあばいてきた。しかしながら、再建した碑は丈夫である。どうか氏の怨霊が我々の枕元に現れないでほしいと願っている）！

つまり、「お前たち臣民はよく忠を尽くしてきた」という表現の中にある忠という文字の内容は、古代及び中世の忠の内容とは全く異なり、国家の利益のために天皇の政治的特権を尊敬せよというものである。もし文字の形態、発音に注目して、内容が歴史的に進化していることを無視するならば、それは「君僕失敬」と言うからといって、角帽とえび茶式部⁴³の間に神聖な尊王、忠君の関係が成立していると言うような有賀博士の論法である。今の博士階級と同列に置かれることは我々といえども侮辱に感じる。民主的革命のヒーローは多くの盲人に評価されるにはあまりにも偉大である。

以上の帰結をまとめておこう。

日本民族の進化を見る歴史哲学は、皇室一家の伝記とおのずから別種の性質を持つのであって、皇室は日本歴史の脊髄ではない。元は一つの人類から繁殖した全ての民族は、全ての人類に通じる社会進化論の歴史哲学を持つ。

今日の日本を家長国と見ることは、異教徒と異人種を国民の義務から解き放ち、親族法の平等関係によって民の父母を赤子と平等であると主張する自殺論法に終わる。

万世一系は、日本国民が貴族階級の下で忠孝を尽くし、皇室をひどく攻撃、迫害してきたため、皇室が完全に絶望にうちひしがれたことを示す結果である。だから、万世一系は乱臣賊子の歴史的ピラミッドなのである。

日本の歴史は、原始時代の千年間⁴⁴と伝説的に語られる部分、もしくは記録的歴史が要求

⁴³ 前にも指摘してあるが、角帽とえび茶式部は、当時の男子学生、女学生の格好のことである。

⁴⁴ 著作集では「一年間」となっているが、「一千年間」の誤りであろう。よって修正した。

されるほどの有史時代に入って、『古事記』、『日本書紀』が書かれるようになる以前の千四五百年間を除いたものである。そして古代は一人の家長君主が法理上全日本の統治者であったから、君主国時代と言え、中世は多くの家長君主がそれぞれに統治者であったから、貴族国時代と言うべきである。この長い間は国家が生存して進化する目的が意識されなかったので、家長国という別個の国体だったのである。

現代は国家主権の公民国家という国体であり、国家の全ての部分が、全部である国家が生存して進化する目的の下で行動する機関となるので、民主的政体であると言える。したがって、今の君主主権論も国家主権論者もともに価値のない推測に基づき、暗闇の下で戦っているものである。法律上だけにおいては、維新以後の日本は社会民主主義であると言える。

だから、「天皇」という文字の内容は歴史的に進化し、後世から贈り名された原始時代の天皇という者は、小さな地方と少ない人民の上に原始宗教の信仰によって立っていた家長であり、他の小さな家族団体と抗争していた者なのである。藤原氏の時代に至るまでは天皇の内容は、全日本の土地、人民を所有する最上の強者であった。鎌倉以後の貴族国時代においては、他の家長君主と同様に、勢力の範囲内において家長君主である以外に神道のローマ法王として絶えず鎌倉の神聖ローマ皇帝と抗争していた。維新革命以後に至っては、国家という最終目標の下で行動する民主的国民として、国家主権を表白する最高機関となった。さらに維新から二十三年後には大いに進化し、帝国議会とともに最高機関を組織する要素という意義を持つようになった。

つまり、いわゆる「国体論」の中の天皇は、未開人村落の土偶であり、むしろ現天皇を敵としているものなのである。

(第四編——いわゆる国体論の復古的革命主義 終わり)